

「和同開珎」再考

——上古貨幣を支えた社会経済思想

添田 馨 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

1. 「和同開珎」の発行年次

「和同開珎」を支えた社会経済思想を探り当てるためには、それが何時、何処で、誰によって発行されたのかという基本情報の確定は必至である。通説は発行年次を和銅元年(708年)としているが、その根拠は『続日本紀』の同年条にある「始めて銀錢を行ふ(五月十一日)」及び「始めて銅錢を行ふ(八月一〇日)」という記述にある。だが、そこには「和同開珎」という銭名の記述はなく、単に年号の「和銅」と銭文の「和同」の読みの一致から連想された憶説に過ぎぬことは、専門家のあいだでは常識である。併せて、7世紀から8世紀にかかる『日本書紀』と『続日本紀』いずれの史書にも、貨幣の発行記事と特定できるものは和銅元年のこの二つの記事しか存在していないにもかかわらず、これを遡ること25年の『日本書紀』天武12年(683年)4月の条文にはすでに銀錢と銅錢に関する記述が存在していることも、周知の事実である。7世紀後半の遺構である飛鳥池遺跡からの「富本錢」大量発掘によって、天武紀記載の「銅錢」がこの「富本錢」に相違ないとする新説が流布されているが、筆者は歴史のこうした安易な読み換え作業には与しない。そうではなく『続日本紀』の和銅元年のこの創鑄記事は、その本来の年次を改竄されたうえで、それがもともと位置した場所から切り取られ、現行の場所に挿入されたのだと見る。であるならば、「和同開珎」の本当の発行年は何年だと考えられるのか。

結論をいえば「和同開珎」は646年(大化2年)に始めて実際に発行を見た、わが国の最初の官製通貨であったと考えられる。646年にそれを特定する理由は、『続日本紀』和銅元年の記事における銀錢と銅錢の発行日の日付干支から、

それが整合的に推論できるからである。

『続日本紀』の編纂者は、過去の政権の事跡であるわが国での最初の貨幣発行という偉業を、修史作業の過程であたかも現政権の功労であるかのように潤色する目的で、自分たちの記録のなかにそれを取り込んだものと思われる。そう考えられる理由は後述するが、編修作業における技術的な問題として、歴史事実の発生年次の組み換えはどのような方法で進められたのか。

現在とは違って日付をすべて干支の組合せで表示していた往時にあっては、同じ日付におなじ干支が巡ってくる未来の年次に、同じ干支の組合せをもつ過去の出来事を嵌めこむことで、表記面においては一見したところ矛盾のない歴史記述が可能になった。筆者の考えでは、『続日本紀』の編纂者は過去に発生した一連の出来事を、それと同じ日付干支の配列を持つ『続日本紀』内の収録年次にひとつひとつ貼り付けていたのであろう。このような作業仮説に立つならば、この過程を逆順に踏むことで、各歴史事実の本来の発生年次もおのずと突き止められるはずである。

和銅元年(708年)の貨幣発行関連記事の日付干支は、①「五月壬寅、始行銀錢」、②「(七月)丙辰、令近江国鑄銅錢」、③「八月己巳、始行銅錢」の記述から知ることができ、それぞれの月朔干支(月の最初の日付干支)はそれぞれ①5月が「壬辰」、②7月が「辛卯」、③8月が「庚申」となる。これをもとに、7世紀以降の百年間で5月と7月と8月の月朔干支がそれぞれ「壬辰」「辛卯」「庚申」に一致する年次を探すと、唯一、646年(大化2年)のみがそれに相当する。最初に銀錢が、次いで銅錢が造られたと思われる「和同開珎」の創鑄年次を646年だと仮定する根拠が、この点にある(推論の対象期間を7世紀以降とする理由は、「和同開珎」の範となった唐の

「開元通寶」の初鑄が621年で、少なくともそれ以降の年次を想定したことによる)。

2. 現行史料の貨幣関連年次の見直し

つぎに前節で採ったのと同様の手法を用いて、7世紀後半から8世紀前半にかけての『日本書紀』お

よび『続日本紀』に記載のある貨幣関連記事の年次について、日付干支を頼りにその見直しを試みた。(以下の表参照) 日付干支(月朔干支)の検索は、『日本暦日原典』(内田正男/編著・1978年)に依った。なお、見直し作業の結果、該当する過去年次が発見できなかった記事については、現行史料に記載されている年次をそのまま流用した。

見直し後の年次	日付(日付干支)	記事内容(要約)	現行史料の年次
[607年]	12月20日(庚子)	始めて鑄銭司とその長官を置く。	699年
[627年]	3月2日(乙酉)	鑄銭司を任命。	694年 ^(※1)
[646年]	5月11日(壬寅)	始めて銀銭を発行。	708年
[〃]	7月26日(丙辰)	近江国に銅銭を作らせる。	〃
[〃]	8月10日(己巳)	始めて銅銭を発行。	〃
[652年]	4月27日(甲寅)	私鑄銭者を鑄銭司で使役。	745年
[654年]	1月29日(丙子)	銀銭、銅銭、銀一両の交換比率を公定。	721年
[655年]	10月29日(乙丑)	役夫・運脚に銭で稻を購入させる。	712年
[657年]	4月15日(壬申)	銅銭の使用を命じ、銀銭の使用を禁じる。	683年 ^(※1)
[〃]	4月18日(乙亥)	銀の使用を続けさせる。	〃 ^(※1)
[660年]	2月27日(戊戌)	銀一両と銅銭の交換比率を公定。	722年
[666年]	3月13日(丁酉)	周防の銅を長門の鑄銭に使用。	730年
[673年]	8月2日(乙酉)	銀銭を廃して銅銭に一本化。	709年
[〃]	閏11月19日(庚子)	鑄銭司を追加設置。	735年
[674年]	9月18日(乙丑)	銀銭の使用禁止。	710年
[678年]	1月25日(壬午)	銀銭の私鑄を禁じる。	709年
[〃]	3月28日(甲申)	銀銭と銅銭の使用規制を定める。	〃
[680年]	10月23日(甲子)	蓄銭叙位令・私鑄禁止令	711年
[〃]	12月20日(庚申)	蓄銭叙位追加令	〃
[682年]	2月11日(甲戌)	始めて催鑄銭司を置く。	708年
[683年]	9月20日(甲辰)	撰銭禁止令	714年
[690年]	5月21日(丙申)	白ナマリの所有禁止。	716年
[691年]	9月22日(庚寅)	周辺国に調の銭納を指示。	722年
[703年](閏4月)	4月10日(庚午)	諸国兵衛の資物を銀に換算。	729年
[710年]	1月15日(丙寅)	大宰府が銅銭を献じる。	710年
[〃]	1月27日(戊寅)	播磨国が銅銭を献じる。	〃
[711年]	5月15日(己未)	穀と銭の交換率を公定。	711年
[711年]	11月4日(甲戌)	蓄銭の人等に始めて位を叙す。	711年 ^(※2)
[712年]	9月3日(己巳)	私鑄者の罪一等を減じる。	712年
[〃]	12月7日(辛丑)	庸調の銭納価格を公定。	〃
[713年]	3月19日(壬午)	郡司の任用に蓄銭を義務化。	713年
[〃]	3月19日(壬午)	田の売買での銭換算を定める。	〃
[758年]	8月25日(甲子)	藤原仲麻呂(恵美押勝)に貨幣鑄造権	758年

(※1) 683年と694年の記事はいずれも『日本書紀』記載のものだが、復元作業の通時性を等しく担保する意味で『続日本紀』に使った手法をそのまま適用し、編年作業の方法に一貫性を持たせてある。

(※2) 711年は閏6月があり、1年が13ヶ月ある。従って同年10月を11番目の月(11月)と読み換えた場合、月朔干支は「壬寅」となり680年10月のそれと一致するため、あるいは見直し後の年次を680年とすべきかもしれない。蓄銭叙位令関連の記事が680年に集中していることからその妥当性が考慮されるべきだが、現時点では断定する材料がないため、当面、その判断を保留する。

このように、筆者がこれまでに例のない極めて大胆な史料批判に踏み切ったのは、現行史料の年次配列からはわが国の上古社会の信憑性ある具体像が、少なくとも貨幣政策を切り口として見た場合にまったく見えてこないだけでなく、むしろ解消不能なまでに矛盾した記述内容ばかりがそこには露呈されてくるからである。そして、これらの諸矛盾を止揚してより整合的な歴史像の構築を試みようとするれば、これまでの文献史学の方法を根底的に見直すことがもはや避けられないと判断したからである。

周知のように『続日本紀』を中心としたわが国の貨幣関連記事は、必ずしもその因果関係が整合的ではない。特に「銀銭」と「銅銭」の使用に関する一連の「詔」の内容を読めば、そこには銀銭の使用を禁じた後に銀銭の発行記事があったり、銅銭の使用を布告した後に銅銭の発行記事が出てきたりと、因果関係の逆転現象ばかりが目立つ。その最大の理由は『日本書紀』の天武紀十二年条(683年)の次の記述——「今より後、必ず銅銭を用ひ、銀銭を用ひること莫れ」——が存在していることにある。『続日本紀』の最初の貨幣発行記事が和銅元年(708年)にあるのに対し、それを遡る25年前にすでに銭貨に関する「詔」がこのように出されていることが、これらふたつの歴史事実間の位置関係を不連続なものにしているのである。従来、この天武紀十二年条に関しては様々な解釈がなされてきたが、いまだ結論を見ていない文献史学上の大問題のひとつであり続けている。

『日本書紀』が「(A) 卷二二(推古)以前、(B) 卷二三(舒明)以後、卷二七(天智)以前、(C) 卷二八(壬申)以後」(八木)の三段階の編纂過程を持ったことは、八木充の研究(『律令国家成立過程の研究』1968年)によってすでに論証がなされているが、そこでは「(B)部分の鎌足(藤原鎌足:引用者注)関係の幾つかの箇処、いなほとんどすべての記事について、後代の事実を基礎とする潤飾の疑い」(同32頁)がかけられるとの指摘がなされている。八木はそこに、当代の権力者=藤原不比等の意思の直接の介入を認めているが、まさにこれと同様の事態が、姿かたちを変えて『続日本紀』撰修の過程においても繰り返されたのだと筆者は考える。延暦16年(797年)の上表文により「続日本紀の

撰修は、そもそも初めから数えると、三つの段階を経ている」(坂本太郎『六国史』1970年、176頁)事実をよく知られているが、筆者は現行の『続日本紀』に先行して存在しながら後に修正が施されたという「文武天皇元年から天平宝字元年までの六十一年間を記した曹案三十卷」(同前)について、「稿本が淳仁朝に書かれたとすれば、当然、恵美押勝礼賛で終始したに違いない」(同前)という指摘があることをとりわけ重視する。恵美押勝(藤原仲麻呂)は天平寶字2年(758年)に鑄銭権を獲得し、その2年後の天平寶字4年(760年)には旧銭の十倍の公定価値をもつ銅銭「萬年通寶」を発行したことで知られるが、銭貨発行という自己の華々しい業歴を史書上で荘厳するために、その前史部分に過去の鑄銭関連記事を自らの事績へと架橋する意味で、その年次を偽ってまで編纂者が意図的に挿入した可能性を、その動機面からして否定しきれないのである。結果、過去百年間以上にわたって施行された貨幣政策に関するほとんどの記事が、和銅元年(708年)以後の50年ほどの間にその日付干支だけを合わせ圧縮されて転記されることになったのだとすれば、前述のような因果関係の構造的な決壊が史書上で生じた理由も理解できるのである。

先の表に示した日付干支による年次見直し後の事実間配列には、少なくともそうした因果関係の逆転箇所は見えない。以後、ここに示された年表が復元された本来の歴史過程であるという仮説を設け、その検証作業を行う。

3. 7世紀の政治=社会的背景

(1) 「和同開珎」の流通範囲

「和同開珎」は、7世紀半ば(646年)に最初の発行がなされ、その後いくつもの変転を経ながら8世紀の半ば頃まで、経済的媒体の独立した通貨として継続的に使用されたと考えられる。7世紀は時間的および空間的にふたつの大きな画期をそれぞれに持つ。前者においては645年の乙巳の変(大化の改新)と672年の壬申の乱、また後者においては行政上の経済的特区とも言うべき「畿内」の成立である。歴史的な位置づけとしては、旧来の氏族制度が崩壊し中央集権的な国家(律令国家)建設が、この畿内を中心に

大きく進展した世紀とされる。その支配形態は造籍と校田に見られるような重要な変化、すなわち「畿内先進地方を中心として、家父長制的家族の氏族共同体からの分立」が「土地所有の改革と一体的に規定された事実」（八木・前掲書360頁）の内に特徴的に認められよう。言い換えれば大化期前後において、畿内における行政支配の対象は民族的共同体から個人身身的家族へと移行した。こうした中で、銭貨発行が必然化される社会経済的な諸条件もまた醸成されていたと考えられる。

ここで特に留意すべき見解として、「推古朝には畿内を倭、河内、山背の三つの国に分け、その下にコホリを置き、王権の直接支配する地として強力な民衆支配を行っていた」（大津透『律令国家支配構造の研究』1993年、46頁）という新たな知見を取り上げたい。この学説は「大化前代のウチツクニ（＝畿内・引用者注）と国造制の支配構造から律令制へと転換するにあたり、畿内と畿外の二重構造を利用してのみ律令制は現実に施行し得た」（同前）とする歴史観のダイナミズムをその原理に持ち、「畿内の実体は大化以前に遡り、ウチツクニという名称であったのではないか」（同前35頁）という画期的なビジョンを提示した。この見解は、律令制の推進主体が乙巳の変の実行者である天智系の政治勢力だとする従来説を根底から覆す根拠を秘めているだけでなく、『日本書紀』の編纂者によって目隠された大化期以前の政治地図に対しても鮮明な展望をもたらす内容と考える。7世紀に着手され8世紀に一応の完成をみるわが古代律令制国家は、実はその基礎となる制度的な骨格を大化期前代の制度のうちすでに先駆形として持っていたのである。

「和同開珎」の初鑄を646年とした場合、筆者はそのごく初期の流通範囲を当時の政権主権者の直轄領であった「畿内」の域内に想定する。その理由は、銭貨形態をとる貨幣の本質からして、それが流通する基本条件として個別化した使用主体（公民）の存在を前提にしなければならないからであり、個人身身的支配が最初に本格化した「畿内」こそがその条件にうまく合致するからである。大化期に「畿内」において最初の金属貨幣を導入した政権主権者については、『日本書紀』の皇統譜による限りそれは孝徳

朝を指示するが、特にその観念的制約を意識しなければ、原初の律令制の推進主体であり「畿内」の実質的な為政者だったのは他ならぬ蘇我氏だったと考えるのが、この場合きわめて自然である。

（2）「和同開珎」の発行体制とその変遷

「和同開珎」の発行体制という場合、その企画から製造、流通、回収にいたる全過程を所轄管理した政治権力という含意がこめられる。管見では、それは単一の政権ではなく、少なくとも三層にわたる別々の政治勢力がそこに関与したものと思量されるため、その変遷過程も概ね三期に分けて記述することにする。

①最初期（〔657年〕以前）

「和同開珎」は最初に銀銭が発行された。古銭学上の分類では「古和同銀銭」とされるものがこれに当たる。（図1-2）初めに銀銭が造られた理由は、別稿（『東アジア史のなかの和同開珎』『アジア太平洋研究センター年報』第9号、2011年-2012年）で詳細に論じたように先行して使われていた無文銀銭の代替物として、それと同等の四分の一兩の価額で流通させることを企図した点にあったと考えられる。発行に関わったのは蘇我氏の系累内でも、政務面を独占的に取り仕切り、後に乙巳の変で掃滅されることになる蘇我本宗家とは別流にあって、財務面を一手に掌握することでその権力基盤を拡大してきた蘇我倉氏の勢力だったと推量する。

当然その背景には、これら金属貨幣の誕生以前に地金の銀が一般的等価物として広く受容された経済社会が前提されなくてはならない。しかし残された記録史料からは、布や稲などの現物貨幣の流通は読み取れても、銀が貨幣としてひろく交換されたという社会実態は、事実、読み取れないのである。この時期、わが国に仏教をはじめとする先進思想を伝え、また銀の精錬法（灰吹法）や鑄造技法などの先進技術をもたらしたのは、多く朝鮮半島からの渡来人だった。そして銀は寺院などの特定社会内で財物として保蔵されたり、また新羅使など外来の賓客への下賜物として使用される姿が記録には見え隠れる。これらのことを考え合わせれば、「和同開珎」銀銭は畿内各地に定住した「今来漢人」の諸勢力すなわち東漢氏や西文氏さらには

王辰爾系諸氏らにより、仏教施設を中心とした経済圏など主に渡来系氏族が支配した域内において、その価値物としての主要な受領性を支えられていたと想像される。

しかるに、これとほぼ同時期に「和同開珎」の銅銭が併行して発行された事実は、政権主権者側に「庸」や「調」の銭納を見据えた明確な政策的意図があったことを物語っているだろう。その材質が貴金属の銀から卑金属の銅に移行した背景には、この新しい金属貨幣の流通性を渡来系氏族の狭い支配領域から解放して、広く畿内全域へと拡大したい政権側の眼目があったはずである。銅銭の使用を命じ、銀銭の使用を禁じた「詔」が見直し後年次の〔657年〕に出されている理由は、このように畿内財政を政権主権者みずから発行管理する銅銭に一本化することで、それを全面的な統制下に置くためであったと考えられよう。

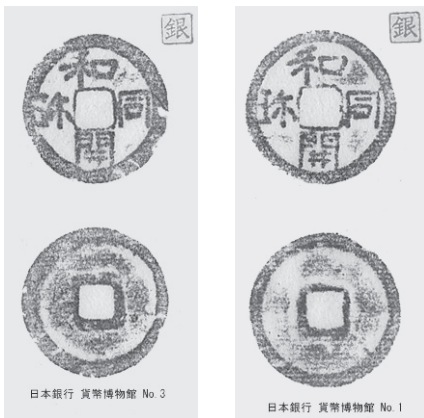


図1) 古和同(銀銭) 図2) 古和同(銀銭)
(画像提供: 日本銀行金融研究所貨幣博物館)

②移行期〔660年〕から〔680年〕まで

この時期は「和同開珎」の表情にはっきりとした形態上の変化が現れるために、容易にそれと識別できる。具体的には上述の古和同(銀銭・銅銭)から、古和同様(銀銭・銅銭)への移行が継起する対象期間である。この間、わが国にとってきわめて重要な政治的事件がふたつ起こっている。ひとつは660年の百済の滅亡とそれに続く663年の白村江での敗戦であり、もうひとつは672年に勃発した壬申の乱である。いずれもわが国の権力関係に根底から変更を加える大きな出来事だった。にもかかわらず「和同開

珎」の製造が、その間も中断しなかったのは何故か。

それは「朝鮮系の行政技術を積極的に採用」して「人民の戸別支配に、中央権力が直接参与する形で進化した」蘇我氏主導の支配組織の再編(八木・前掲書50頁)が、大化期以後の政権主権者によっても政策的にそのまま踏襲されたためだろう。むしろ八木が言うように、大化の改革が「部民制的編成に対する律令制的公民の先駆形態の拡大を決定的に強化」(同上)しようという動機をもとから秘めていたことに加え、「朝鮮系の品部組織は、外廷機構に戸別集团的形態で隷属し、外廷の直接的支配の対象となった労働組織であったから、大化で廃止される必然性を欠き、もともと廃止されようとしなかった」(同上・59頁)のだとすれば、貨幣生産とその流通を統括した官司機構は大化の政権交代後も既存のインフラをそのまま使用することができ、より強力にその行政機能を拡充したであろうことが窺えるからである。

この時期「和同開珎」に訪れた最も顕著な変化は、銭面の書体が唐の「開元通寶(開元通寶)」と同じ隸書体に改まった点である。「開」字の門構えの一番上が開く、所謂「隸開」タイプの和同銭が、この時期に作られ始めたと考えられる。(図3) 同時に、銀銭の廃止とその使用禁止令が繰り返され出される反面、銅銭と銀の交換比率が新たに決められるなど、そこには一貫して銀の継続使用と銅銭一本化にむかう通貨戦略が両輪をなして進行していった様子が見て取れる。

白村江の敗戦によって、当時のわが国(倭国)は一時的に唐の支配下に置かれたと筆者は想像する。「和同開珎」の書体が唐風に改まったのは、恐らくこのことが契機になっていると思われる。一方で、地金の銀が継続使用された理由はどこにあるのか。「日本において広範に地金の銀の流通がおこりえたのは、朝鮮諸国、特に新羅における銀の流通とその流入を背景としていたことは間違いない」(田中史生『日本古代国家の民族支配と渡来人』1997年、227頁)——やや時代は降るが、田中は記録上、銀が貨幣的に流通していたことが確認できる8世紀の筑前国の状況を分析し、そうした環境がうまれた原因を、「大宰府管内の『帰化』を目的としない新羅人

の渡来・居住という現象」(同前)の内に見出している。こうしたことは大宰府管内に限らず「京・畿内での入京の新羅使との交易についても同様のはず」(同前)だとすれば、7世紀を通して銀が継続使用された理由も、およそこうした点に見出されるのではないだろうか。銀の流通が初めて「帰化」を目的としない渡来人集団との関連で有機的に論じられた、これは実に貴重な見解である。

最後に、銭貨の私鑄禁止令と蓄銭叙位令について触れておきたい。これらの令が出されたこと自体が、いずれも銭貨が社会的に広く浸透しはじめたことを暗に物語っていよう。私鑄銭の横行は銭貨流通の実体があってはじめて起こりうる現象に他ならない。また蓄銭叙位令は一般に銭貨流通を促進するための優遇策と考えられてきたが、「実際は制約付きの叙位と引き換えに、蓄銭額を政府が合法的に吸収するという点に究極の目的があったと見るべき」(藤井一二『和同開珎』1991年、102頁)だとの指摘に従えば、少なくとも政権側は税の銭納という方法以外にもこのように貨幣を国家へと還流させる施策を実行していたわけで、そこにはかなり一貫した構想があった。社会的な需要を満たすだけの十分な量の通貨供給が行われたからこそ、こうした「令」そのものも機能したのであろう。



図3) 古和同様 (銅銭)

(画像提供：日本銀行金融研究所貨幣博物館)

③普及期 ([682年] から [760年] まで)

銭貨が社会的に本格的に普及していた姿をもっともよく示しているのは、平城京跡から出土した各種の木簡に、「銭」に関する夥しい記載が

存在することである。地方から都へ出仕していた仕丁や衛士に、出身地の国・郡から送られた養物としてかなりの量の「養銭」が送られていたことが、出土した付札木簡からうかがい知れるのもその一例である(大津・前掲書16頁、表3)。また、「天平元年(七二九年)」の記年があるふたつの出土木簡には、それぞれ「越前国大野郡調銭貫天平元十月廿一日」((平常宮)木研2-68頁-(12))および「播磨国佐用郡調銭一貫天平元年」((平城宮)木研2-69頁-(14))の記載があり、この時代には調の一部も銭納されていた事実が読み取れる(「奈良文化財研究所木簡データベース」より)。このように8世紀に入るとこれまでの銭貨流通策が功を奏した結果、少なくとも中央との貢納関係の場面では畿外諸国にまで銭貨による決済手段の行き渡っていた実態が見えてくる。

この時期に広く流布した「和同開珎」は、現存数で最も多く残っている所謂「新和同」と呼ばれるタイプのものだと考えられる(図4)。この新和同は上述の古和同様と同様に書体は隸開タイプのものだが、銀銭はなくすべて銅銭ばかりであり、また銭の規格も安定して文字も整っており、一見して製造技術の進歩が感じられる制作になっている。この新和同が唐の「開元通寶(開元通寶)」と完全に同一規格で製造されている点は、特に留意したいところである。なぜなら、この事実は「和同開珎」の製造主体が古和同(含古和同様)時代のそれと、この時期に交替したことの目に見える証左と受け止められるからだ。また材質面では、原料の銅に含まれるアンチモン成分がきわめて少なく、この点でも古和同及び古和同様とは大きく異なっている。このことは、単に形態上の変化ばかりでなく、「和同開珎」の生産=供給体制が根底から入れ替わったことを告げている。そうした変化を可能にした最大の理由は原料銅の新しい産地が開発されたことにあったと考えられる。推定される規模の大きさからして、具体的には山口県美祢郡美東町の長登銅山であった可能性ももっとも高い。また新和同銭の量産体制を支える新たな製造拠点としては、「播磨国正税帳」(『大日本古文書』二)に記載のある「長門国鑄銭司」などがその有力な候補のひとつとして挙げられるだろう。

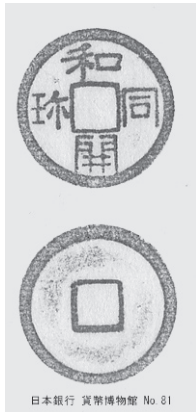


図4) 新和同(銅銭)

(画像提供：日本銀行金融研究所貨幣博物館)

これに関連して〔六八二年〕の「催鑄銭司」設置の記事に筆者は注目する。「催鑄銭司」の「催」は、従来いわれているように鑄銭作業を急がせる(=催促する)という意味ではない。「催・摧・誑はみな同義」(白川静『字通』)とあるように、この場合の「催」は「摧」すなわち「砕く」という意味と捉えるべきで、「催鑄銭司」とは“摧銭”と“鑄銭”を共に行う官司機構だったと考えるのである。「和同開珎」の旧銭(古和同)を砕いて鑄潰し(=摧銭)、新銭(新和同)にそれを鑄直すことがその中心的な役割だったのではないだろうか。

では銭貨が当時の畿内地域の社会において急速に普及定着していった最も基礎的な条件としては何が考えられるだろうか。地方と中央との貢納経済の背後にある流通経済の実態を、布や米など現物貨幣の使用実態から探った三上喜孝の研究(『日本古代の貨幣と社会』2005年)は興味深い事実を伝えている。三上は様々な文献史料の解説を通して、こと8世紀に至っても「銭貨は必ずしも地域社会において庸布に代わるべき貨幣として流通する力は持っていなかった」(同書「第一章 律令国家と現物貨幣」・81頁)と断じたうえで、畿外諸国から中央に庸として貢納された物品は、現物貨幣として布が流通していた地域では布を、米が流通していた地域では米を、というように「在地において貨幣的機能を有していた」産品がそれぞれ輸送されたことを論証した。「そしてこうした地域的貨幣(=物品貨幣：引用者注)が集められた畿内では、複数の物品が貨幣としてそのまま流通することに

なる」(同書・96頁)いささか面白い実態を描き出した。各地方においては一般的等価物としての機能を発揮したこれら現物貨幣も、畿内では複数の貨幣的機能をもつ産品群の混在という面倒な事態を招いたわけであり、金属貨幣の「和同開珎」が有効な交換手段となるためには、これら複数ある産品群を一定の交換率によって統べるさらに高次の“貨幣的等価物”としての銭貨の役割が、広く人々のあいだに認知されまた受容される必要があっただろう。こうした条件は、当時、唯一畿内だけがもつ地域特殊性であり、銭貨流通の普及と定着がこの畿内を中心に進行した背景要因として看過できない重要性をそこに見出すのである。

4. 「和同開珎」に現れた社会経済思想

「和同開珎」の四文字はこの貨幣の出自を規定した発行当時の社会経済思想を表していると考えられる。これも別稿(前出、『アジア太平洋研究センター年報』第9号)で論じたように、「和同」の意味はひとつに最初に発行された銀銭が、それに先行して使われていた無文銀銭と同額であることを示す実務的な表明であった。その後、銀銭と銅銭が併存するようになっても、両者の流通価額が同じに設定されていれば、「和同開珎」の四文字はそのまま踏襲されても特に不都合は生じなかったと思われる。しかし、「和同」の二文字には「中国の陰陽思想からくる調和の観念が根幹にあった」(藤井・前掲書41頁)という見解に立てば、「和同」の解釈にあたって藤井が『日本書紀』推古十二年条に記載の所謂「十七条の憲法」に言及していることはもっと留意されてしかるべきであろう。

その第一条は「以和為貴(和を以って貴しと為す)」で始まり、また第十五条には「非同則以私妨公(同じに非ずば則ち私を以って公を妨ぐ)」の文言が見られる。これらの言葉を、伝統的な道徳律を背景にもった社会経済思想として読み換えるなら、銭貨「和同開珎」はそれぞれに違った利害を持つヒトとヒトの間で、それぞれに違ったモノとモノとを、同じ価値尺度で分け隔てなく公平に通約し合うことができる便利な公共財(一般的等価物)なのだという含意が、そこに浮かび上がってはこないだろうか。

「非同」ではなく「和同」であることこそが貨幣の本質なのだという銭文文案者の深い知恵がこの二文字からは滲み出てくるように筆者には感じられるのである。

また、古来より謎とされてきた「開珎」の二文字についても、同様の観点から見つめ直すとき、銭貨発行の先進国たる中国の歴史故事に則った明確な意味づけが施されていたことに気付くのである。筆者は「珎」の文字を「璽」の異体字であると前出の別稿で論証した。「璽」とはもとより“天子の印章”の意であるが、「諸侯・大夫などの官印」という意味もある。（『字通』・690頁）「周礼、地官、掌節」には、特に宝物などを出し入れする時の印章として「貨賄には璽節を用ゐる」との記述があるが、それが銭貨と明確に関連づけられるのは中国で最初の統一王朝を打ち建てた秦代における官銭「半兩銭」の管理方式を定めた「律」においてであった。今日、「皇帝信璽」（皇帝の印章のひとつ）の「封泥」（写真参照）といわれるものが現存しており、これは皇帝が発した文書等が途中で開封されたり、あるいは改竄や偽造されたりすることがないように、粘土のような素材（武都の紫泥）で封をしてその上から「信璽」で封印を捺したものであるが（栗原朋信『秦漢史の研究』1960年、146頁）、実はこの「封泥」が銭貨の供給の際も使用されたのである。

秦の銭貨政策においては「行銭」が合法とされ「通銭」が違法とされる明確な行政規準が存在した。秦漢時代の幣制において「行銭」は銭貨を「流通させる」という意味であり、また「通銭」はそれを「“国境”を越えて許可なくやり取りすること」（柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』2011年、179～183頁）だったという。つまり国家が発行する統一通貨「半兩銭」は、その流通の現場において厳しく管理されていた実態があった。そして「秦律十八種」の「金布律」には「官府の銭を受くる者は、千銭ごとに一番とし、丞・令の印を以て印せ。……銭を出だすには、封を丞・令に獻じ、乃ち發きて之を用ゐよ。」との記述がある。（柿沼・前掲書182頁）当時、「半兩銭」が国内各地に搬送されるに際しては、「千銭ごとに一番」として梱包された。「舂」とはもともとが縄や藁でつくった土を運ぶ道具（もっこ）のことで、半兩銭は千枚

単位でその中に入れて運ばれ、表には「丞・令の印」すなわち「封泥」が施された。引用の条文からは、この梱包をほどこいて銭貨を取り出すときは「丞」（＝長官の補佐役）と「令」（＝長官）」にその「封泥」（＝璽）を「發」（＝開）いてもらってから「行銭」すなわち流通させるよう定められていたことが分かるのである。この「封泥」つまり封印用の実務に使用した“信璽”を開封することが“開璽（開珎）”の本来の意味であり、同時にそれは銭貨を公式に流通させるという二重の含意を持った言葉だったのである。恐らく秦漢時代のこうした遺制に関する見識がわが国の知識人の間にも脈々と継承された結果、「開珎」の二文字はわが国最初の官銭の銭文として晴れて採用されることになったのだろう。

このように見てくると、「和同開珎」を支えていた社会経済思想は、深く中国の伝統思想にまで根を下ろした極めて深淵な基盤をもつ得難い意味の体系として、この現代に生きいきと甦ってくるのである。



「皇帝信璽」封泥
縦4.0 横3.5 厚1.36
秦～前漢時代
前3～2世紀
(画像提供：東京国立博物館)